

世羅郡三町



第21号

2004(平成16)年  
6月11日発行

# 合併協議会だより



世羅西町 チャレンジデー 2004

# 住所の表示変更により

## 必要となる手続き

平成 16 年 10 月 1 日の新「世羅町」の発足にともない、官公署等で住所の表示変更の手続き等が必要になってくる場合があります。

そこで今回は、住所変更の手続きが関係するもののうち、広島県に関するものについてお知らせします。(50 音順に掲載)

項 目	該当者	住所変更などによる取扱い		問い合わせ先
		要 不 要	続きの方法等	
一般廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている方	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される方は、地域事務所厚生環境局で手続きを行うことができます。	環境生活部環境局一般廃棄物対策室 ☎082-513-2957(ダイヤルイン)
医薬品製造業許可	許可を受けている方	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
医薬品販売業許可	許可を受けている方	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3222(ダイヤルイン)
医薬品輸入販売業許可	許可を受けている方	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
医薬部外品製造業許可	許可を受けている方	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
医薬部外品輸入販売業許可	許可を受けている方	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
医療用具製造業許可	許可を受けている方	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
医療用具輸入販売業許可	許可を受けている方	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
沿岸漁業改善資金	貸付を受けている者	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	農林水産部漁業調整室 ☎082-513-3616(ダイヤルイン)
屋外広告業の届出	届出業者	要	屋外広告業届出事項変更届出書に変更内容を記入し、都市総務室に提出してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	土木建築部都市局都市総室都市総務室 ☎082-513-4112(ダイヤルイン)
屋外広告物の表示・設置の許可	許可を受けている方	要	屋外広告物管理者変更届に変更内容を記入し、管轄の地域事務所建設局に提出してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	各地域事務所建設局(支局)管理課・維持管理課

項目	該当者	住所変更などによる取扱い		問い合わせ先
		要 不 要	続きの方法等	
恩給受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	総務企画部福利室 ☎082-513-2260(ダイヤルイン)
温泉掘削等の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
温泉採取者届	届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
温泉利用許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
解体工事業者登録事項の変更	解体工事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	土木建築部建設産業室 ☎082-513-3822(ダイヤルイン)
かきの処理をする作業場に関する条例に係る許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部食品衛生室 ☎082-513-3103(ダイヤルイン)
覚せい剤研究者の指定	指定を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
覚せい剤原料研究者の指定	指定を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
覚せい剤原料取扱者の指定	指定を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
覚せい剤施用機関の指定	指定を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
河川占用許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。	各地域事務所建設局(支局)管理課・維持管理課
家畜商免許	家畜商の免許を受けている方	要	合併後すみやかに登録変更申請及び免許証の書換交付申請を行ってください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	農林水産部畜産振興室 ☎082-513-3598(ダイヤルイン) 又は各地域事務所農林局(支局)
家畜人工授精師免許	免許を受けている方	要	合併後すみやかに免許証の書換交付申請を行ってください。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	各家畜保健衛生所 (芸北、東広島、福山、備北)
クリーニング所開設届	届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部生活衛生室 ☎082-513-3097(ダイヤルイン)
計量証明事業登録	登録を受けている方	要	対象者に登録申請書記載事項変更届を郵送しますので、必要事項を記入し計量検定室に返送してください。	商工労働部計量検定室 ☎082-513-3335(ダイヤルイン)
化粧品製造業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
化粧品輸入販売業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
建設業許可の変更届出書	建設業許可業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	土木建築部建設産業室 ☎082-513-3822(ダイヤルイン)
建設工事入札参加資格の変更届出	建設工事入札参加資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	土木建築部建設産業室 ☎082-513-3821(ダイヤルイン)
建築士事務所登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	土木建築部建築指導室 ☎082-513-4184(ダイヤルイン)

項目	該当者	住所変更などによる取扱い		問い合わせ先
		要 不要	続きの方法等	
公益法人の事務所及び役員の住所	各法人	要	合併による事務所所在地の変更については、定款又は寄附行為の変更を行い、所管室に届け出てください。 (認可申請手続は不要です。) 役員の住所変更については、役員異動等の届出を所管室に行ってください。 なお、法務局での登記変更の手続は不要です。	総務企画部文書法制室 ☎082-513-2233(ダイヤルイン) 各法人所管室
公害関係法令の届出・登録	届出・登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境生活部環境局環境対策室 ☎082-513-2917(ダイヤルイン)
興業場営業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部生活衛生室 ☎082-513-3097(ダイヤルイン)
公衆浴場営業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部生活衛生室 ☎082-513-3097(ダイヤルイン)
工場立地法による届出	届出をしている方	不要	手続きは必要ありませんが、次回届出時にその旨を申し出てください。	商工労働部立地政策室 ☎082-513-3376(ダイヤルイン)
向精神薬取扱者の免許、登録	免許、登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
採血業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
産業廃棄物処理業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、地域事務所厚生環境局で手続きを行うことができます。	環境生活部環境局産業廃棄物対策室 ☎082-513-2963(ダイヤルイン)
産業廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、地域事務所厚生環境局で手続きを行うことができます。	環境生活部環境局産業廃棄物対策室 ☎082-513-2963(ダイヤルイン)
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。ただし、更新前に住所変更を希望される方は、警察署または運転免許センターで手続きができます。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	広島県運転免許センター (代)082-228-0110 又は警察署の交通課
社会福祉法人の定款変更認可申請	各社会福祉法人	不要	直ちに住所変更の手続きは必要ありません。 他の変更時に併せて手続きを行ってください。	福祉保健部福祉指導室 ☎082-513-3149(ダイヤルイン) 又は各所管室
社会福祉法人の定款変更届	各社会福祉法人	不要	直ちに住所変更の手続きは必要ありません。 他の変更時に併せて手続きを行ってください。	福祉保健部福祉指導室 ☎082-513-3149(ダイヤルイン) 又は各所管室
狩猟免許	免許の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 狩猟免許の更新時に住所表記を変更してください。	環境生活部環境局自然環境保全室 ☎082-513-2933(ダイヤルイン)

項 目	該当者	住所変更などによる取扱い		問い合わせ先
		要 不 要	続きの方法等	
浄化槽工事業者登録事項の変更	浄化槽工事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	土木建築部建設産業室 ☎082-513-3822(ダイヤルイン)
浄化槽設置届出	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、地域事務所厚生環境局で手続きを行うことができます。	環境生活部環境局一般廃棄物対策室 ☎082-513-2957(ダイヤルイン)
浄化槽保守点検業者登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、地域事務所厚生環境局で手続きを行うことができます。	環境生活部環境局一般廃棄物対策室 ☎082-513-2957(ダイヤルイン)
食鳥処理法に係る許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部食品衛生室 ☎082-513-3103(ダイヤルイン)
食品衛生に関する条例に係る認定	認定を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部食品衛生室 ☎082-513-3103(ダイヤルイン)
食品衛生法に係る許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部食品衛生室 ☎082-513-3104(ダイヤルイン)
飼料製造業者等の届出	飼料又は飼料添加物製造業者、輸入業者、販売業者	要	所定の届出事項変更届に変更事項を記入のうえ、正1通、副4通を管轄の家畜保健衛生所に提出してください。	農林水産部畜産環境室 ☎082-513-3604(ダイヤルイン)
測量・建設コンサルタント入札参加資格の変更届出	測量・建設コンサルタント、入札参加資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	土木建築部建設産業室 ☎082-513-3821(ダイヤルイン)
大麻取扱者の免許	免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
宅地建物取引主任者証書換え	主任者証を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、(社)広島県宅地建物取引業協会で手続きを行うことができます。	(社)広島県宅地建物業協会 ☎082-243-0011
宅地建物取引主任者登録変更	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	土木建築部建築指導室 ☎082-513-4183(ダイヤルイン)
適正計量管理事業所の指定	指定を受けている方	要	対象者に指定申請書記載事項変更届を郵送しますので、必要事項を記入し計量検定室に返送してください。	商工労働部計量検定室 ☎082-513-3335(ダイヤルイン)
動物診療施設の開設届出	届出をしている方	要	合併後すみやかに住所変更手続きを行ってください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	各家畜保健衛生所 (芸北、東広島、福山、備北)
動物用医薬品販売業許可証	許可を受けている方	要	合併後すみやかに住所変更手続きを行ってください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	各家畜保健衛生所 (芸北、東広島、福山、備北)
登録電気工事業者	登録を受けている方	要	対象者に登録事項等変更届出書を郵送しますので、必要事項を記入し計量検定室に返送してください。	商工労働部計量検定室 ☎082-513-3335(ダイヤルイン)

項 目	該当者	住所変更などによる取扱い		問い合わせ先
		要 不 要	続きの方法等	
登録廃棄物再生事業者	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される方は、地域事務所厚生環境局で手続きを行うことができます。	環境生活部環境局循環型社会推進室 ☎082-513-2951(ダイヤルイン)
登録分析機関の登録	登録を受けている方	要	合併後すみやかに登録分析機関登録事項変更届を薬務室に提出してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
道路占用許可	許可を受けている者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	土木建築部道路保全室 ☎082-513-3903(ダイヤルイン)
毒ガス障害者(厚生労働省) ・健康管理手帳 ・医療手帳 ・各種手当証書	手帳所持者及び手当受給者	要	対象者に、県から書換え等の手続きに必要な書類を送付しますので、必要事項を記入して、被爆者・毒ガス障害者対策室に返送してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	福祉保健部被爆者・毒ガス障害者対策室 ☎082-513-3110(ダイヤルイン)
特殊肥料生産業者の届出	特殊肥料生産業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農林水産部食品流通安全室 ☎082-513-3585(ダイヤルイン)
特定計量器製造(修理・販売)事業届	届出をしている方	要	対象者に届出書記載事項変更届を郵送しますので、必要事項を記入し計量検定室に返送してください。	商工労働部計量検定室 ☎082-513-3335(ダイヤルイン)
特定建築物の届出	届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部生活衛生室 ☎082-513-3097(ダイヤルイン)
特定非営利活動法人の事務所及び役員の住所	各法人	要	事務所所在地の変更については定款変更の届出、役員の住所変更については役員変更の届出を県民文化室に行ってください。 なお、法務局での登記変更の手続きは不要です。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	環境生活部県民文化室 ☎082-513-2721(ダイヤルイン)
毒物劇物製造業登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
毒物劇物販売業登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3222(ダイヤルイン)
毒物劇物輸入販売業登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
特例浄化槽工事業者届出事項の変更	特例浄化槽工事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	土木建築部建設産業室 ☎082-513-3822(ダイヤルイン)
土地区画整理組合の定款(住所)の変更認可	土地区画整理組合	要	合併後すみやかに変更手続きを行ってください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	土木建築部都市局都市総室都市整備室 ☎082-513-4125(ダイヤルイン)
土地区画整理組合の理事の住所届出	土地区画整理組合	要	合併後すみやかに変更手続きを行ってください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	土木建築部都市局都市総室都市整備室 ☎082-513-4125(ダイヤルイン)
と畜場法に係る許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部食品衛生室 ☎082-513-3103(ダイヤルイン)

項 目	該当者	住所変更などによる取扱い		問い合わせ先
		要 不 要	続きの方法等	
認定職業訓練を行うものの事業所又は主たる事務所の所在地	認定職業訓練を行う事業主等	要	対象者に住所変更届を郵送しますので、必要事項を記入し職業能力開発室に返送してください。	商工労働部職業能力開発室 ☎082-513-3432(ダイヤルイン)
農薬販売業者の届出	農薬販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農林水産部食品流通安全室 ☎082-513-3585(ダイヤルイン)
被爆者健康手帳(健康診断受診者証を含む)	手帳所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部原爆被爆者援護室 ☎082-513-3110(ダイヤルイン)
美容所開設届	届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部生活衛生室 ☎082-513-3097(ダイヤルイン)
肥料登録の申請	普通肥料(知事登録)生産業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農林水産部食品流通安全室 ☎082-513-3585(ダイヤルイン)
肥料販売業務の届出	肥料販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農林水産部食品流通安全室 ☎082-513-3585(ダイヤルイン)
広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例に係る登録	登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部食品衛生室 ☎082-513-3103(ダイヤルイン)
不動産鑑定業者の登録(変更)	不動産鑑定業者	要	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、県民文化室に提出(1部)してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	環境生活部県民文化室 ☎082-513-2722(ダイヤルイン)
不動産鑑定士(補)の登録(変更)	不動産鑑定士(補)	要	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、合併後の市町村長による変更の証明書を添付して県民文化室に提出(1部)してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	環境生活部県民文化室 ☎082-513-2722(ダイヤルイン)
米穀販売業登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農林水産部食品流通安全室 ☎082-513-3585(ダイヤルイン)
麻薬等原料営業業者の届出	届出を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
麻薬取扱者の免許	免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3221(ダイヤルイン)
みなし登録電気工事業者	登録を受けている者	要	対象者に電気工事業に係る更届出書を郵送しますで、必要事項を記入し計量検定室に返送してください。	商工労働部計量検定室 ☎082-513-3335(ダイヤルイン)
民有林内における開発行為の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時に併せて手続を行ってください。	農林水産部治山室 ☎082-513-3706(ダイヤルイン)
木材産業等高度化推進資金	合理化計画認定事業体	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農林水産部林業振興室 ☎082-513-3688(ダイヤルイン)

項目	該当者	住所変更などによる取扱い		問い合わせ先
		要 不 要	続きの方法等	
薬局医薬品製造業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3223(ダイヤルイン)
薬局開設許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部薬務室 ☎082-513-3222(ダイヤルイン)
理容所開設届	届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部生活衛生室 ☎082-513-3097(ダイヤルイン)
旅館業営業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部生活衛生室 ☎082-513-3097(ダイヤルイン)
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。	旅券センター ☎082-513-5603(ダイヤルイン)
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)を申請される方	不要	旅券(パスポート)発給申請のために申請時6カ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	旅券センター ☎082-513-5603(ダイヤルイン)
林業改善資金	資金を借り受けている方(連帯保証人)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農林水産部林業振興室 ☎082-513-3688(ダイヤルイン)
安全運転管理者等に関する届出	安全運転管理者等に関する届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 選任替え時や変更届時に併せて手続きを行ってください。 ただし、郵便物が配達されない可能性がありますので、できる限り警察署で手続きをしてください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	警察本部交通企画課又は警察署の交通課
医療法人の定款変更認可申請	各医療法人	不要	直ちに住所変更の手続きは必要ありません。 他の変更時に併せて手続きを行ってください。	福祉保健部医務看護室 ☎082-513-3056(ダイヤルイン)
医療法人の定款変更届	各医療法人	不要	直ちに住所変更の手続きは必要ありません。 他の変更時に併せて手続きを行ってください。	福祉保健部医務看護室 ☎082-513-3056(ダイヤルイン)
荷台乗車許可証	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	許可証を発行した警察署 又は広島県警交通規制課
介護サービス提供事業者の指定許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部介護保険指導室 ☎082-513-3208(ダイヤルイン) 又は地域事務所構成環境局厚生推進課
危険な動物に係る許可	許可を受けている方	要	所定の変更届出書に必要事項を記入し、動物愛護センターに提出してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	動物愛護センター ☎0848-86-6511



項目	該当者	住所変更などによる取扱い		問い合わせ先
		要 不 要	続きの方法等	
機械警備業務管理者証	証明を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	警察署の生活安全課・生活安全刑事課又は警察本部生活環境課
緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証	緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。再交付時や変更申請時に併せて手続きを行ってください。ただし、住所変更を希望される方は、警察署で手続きができます。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	警察本部交通企画課又は警察署の交通課
緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認証	緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。再交付時や変更申請時に併せて手続きを行ってください。ただし、住所変更を希望される方は、警察署で手続きができます。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	警察本部交通企画課又は警察署の交通課
警備員指導教育責任者証	証明を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	警察署の生活安全課・生活安全刑事課又は警察本部生活環境課
警備業認定証	証明を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	警察署の生活安全課・生活安全刑事課又は警察本部生活環境課
検定合格証	証明を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	警察署の生活安全課・生活安全刑事課又は警察本部生活環境課
古物営業許可証	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	警察署の生活安全課・生活安全刑事課又は警察本部生活環境課
設備外積載許可証	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	許可証を発行した警察署又は広島県警交通規制課
自動車運転代行業認定証	自動車運転代行業認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。再交付時や変更申請時に併せて手続きを行ってください。ただし、住所変更を希望される方は、警察署で手続きができます。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	警察本部交通企画課又は警察署の交通課
自動車保管場所証明証	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	許可証を発行した警察署又は広島県警交通規制課
質屋営業許可証	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	警察署の生活安全課・生活安全刑事課又は警察本部生活環境課
銃砲所持許可証	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更申請時又は銃砲一斉検査時に併せて手続きを行ってください。ただし、住所変更を希望される方は、住所地又は事業場の所在地を管轄する警察署で手続きができます。(住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	住所地又は事業場の所在地を管轄する警察署
助産所・施術所・歯科技工所開設届出事項	届出をしている方	不要	直ちに住所変更の手続きは必要ありません。他の変更時に併せて手続きを行ってください。	福祉保健部医務看護室 ☎082-513-3056(ダイヤルイン)

項目	該当者	住所変更などによる取扱い		問い合わせ先
		要 不要	続きの方法等	
小児特定疾患医療受給者証	受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部保健対策室 ☎082-513-3070(ダイヤルイン) 又は各地域保健所
障害者支援費制度指定居宅支援事業者・施設の指定	指定を受けている事業者・施設	要	合併後すみやかに住所変更届を指定居宅支援事業者については地域事務所厚生環境局に、施設については知的障害者福祉室に提出してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	福祉保健部知的障害者福祉室 ☎082-513-3161(ダイヤルイン) 又は各地域事務所厚生環境局
人命救助等に従事する者届出済証明書	届出人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更申請時又は銃砲一斉検査時に併せて手続きを行ってください。 ただし、住所変更を希望される方は、住所地又は事業場の所在地を管轄する警察署で手続きができます。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	住所地又は事業場の所在地を管轄する警察署
制限外けん引許可証	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	許可証を発行した警察署 又は広島県警交通規制課
制限外積載許可証	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	許可証を発行した警察署 又は広島県警交通規制課
精神障害者通院医療費公費負担患者票	手帳所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県立総合精神保健福祉センター ☎082-884-1051
精神障害者保健福祉手帳	手帳所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県立総合精神保健福祉センター ☎082-884-1051
宅地建物取引業者名簿変更・宅地建物取引業者免許証書換え	免許を受けている方	不要	名簿の変更について、住所変更の手続きは必要ありません。 免許証の書き換えを希望される方については、事務所の所在地を管轄する地域事務所建設局(支局)へ申請書を提出してください。	土木建築部建築指導室 ☎082-513-4183(ダイヤルイン)
駐車許可証	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	許可証を発行した警察署 又は広島県警交通規制課
通行禁止道路通行許可証	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	許可証を発行した警察署 又は広島県警交通規制課
刀剣類所持許可証	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更申請時又は銃砲一斉検査時に併せて手続きを行ってください。 ただし、住所変更を希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	住所地を管轄する警察署
動物取扱業の届出	届出をしている方	要	所定の変更届出書に必要事項を記入し、動物愛護センターに提出してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	動物愛護センター ☎0848-86-6511

項 目	該当者	住所変更などによる取扱い		問い合わせ先
		要 不 要	続きの方法等	
道路使用許可証	許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	許可証を発行した警察署 又は広島県警交通規制課
特定疾患医療受給者証	受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部保健対策室 ☎082-513-3070(ダイヤルイン) 又は各地域保健所
病院開設許可事項	許可を受けている方	不要	直ちに住所変更の手続きは必要ありません。 他の変更時に併せて手続きを行ってください。	福祉保健部医務看護室 ☎082-513-3056(ダイヤルイン)
風俗営業管理者証	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、営業所住所の変更を希望される方は許可証を発行した警察署で手続きができます。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	許可証を発行した警察署
風俗営業許可証	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし営業所住所の変更を希望される方は許可証を発行した警察署で手続きができます。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	許可証を発行した警察署
母子寡婦福祉資金貸付金	貸付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健部家庭支援室 ☎082-513-3173(ダイヤルイン)
有料老人ホームの設置・運営に関する届出	届出をしている方	要	合併後すみやかに重要事項説明書を長寿社会室に提出してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	福祉保健部長寿社会室 ☎082-513-3194(ダイヤルイン)
猟銃・空気銃所持許可証	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時、変更申請時又は銃砲一斉検査時に併せて手続きを行ってください。 ただし、住所変更を希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	住所地を管轄する警察署
猟銃用火薬類等譲受許可証	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時、変更申請時又は銃砲一斉検査時に併せて手続きを行ってください。 ただし、住所変更を希望される方は、住所地を管轄する警察署で手続きができます。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	住所地を管轄する警察署
老人医療に関する医療転床病床の届出	届出をしている方	要	合併後すみやかに住所変更届を国保医療室に提出してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	福祉保健部国保医療室 ☎082-513-3214(ダイヤルイン)
老人医療に関する診療料の施設基準の届出	届出をしている方	要	合併後すみやかに住所変更届を国保医療室に提出してください。 (住所変更手続きに伴う手数料は不要です。)	福祉保健部国保医療室 ☎082-513-3214(ダイヤルイン)

## 協議会の動き

### 5月

- 7日 第26回産業部会
- 7日 第24回教育文化部会
- 12日 第24回幹事会
- 17日 第25回幹事会
- 20日 平成15年度合併協議会  
会計監査
- 25日 第28回総務企画部会
- 27日 第27回産業部会
- 27日 第21回建設部会
- 28日 第25回教育文化部会
- 28日 第22回福祉生活環境部会



平成16年10月1日  
新「世羅町」誕生!!

## 第20回合併協議会 開催日程について

**日時** 平成16年6月23日(水)  
午後1時30分

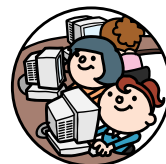
**場所** せら文化センター

- ・協議会は傍聴できます。  
(会場の都合により人数が制限される場合があります。)

## ホームページのご案内

委員の意見や質問など、協議内容の詳細についてはホームページへ会議録を掲載しておりますので、こちらもぜひご覧ください。(掲載まで1カ月程度かかります。)

各町役場、公民館へ設置してあるパソコンでも、ホームページをご覧ください。



◎ホームページアドレス◎

<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>

## 表紙写真のご紹介

### チャレンジデー 2004

平成16年5月26日に、世羅西町でチャレンジデー2004が行われました。

チャレンジデーとは、自治体や地域内で15分以上の運動を行った「住民の参加率」を競うイベントです。

今回のチャレンジデーは全国で90の自治体と1地域が参加し、全国で98万人が参加しての全国規模のスポーツイベントとなりました。学校や地域、職場等で多くの方が参加され、世羅西町では、69.4% (2,860人) の参加率でした。

平成16年6月11日

■発行：世羅郡三町合併協議会 ■編集：世羅郡三町合併協議会事務局  
〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原124-2 ☎0847-25-5141 ☎0847-22-5921  
ホームページアドレス：<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>